

「男女共同参画プラン・ふくつ」に基づく参画促進施策について、昨年度は次の3つの重点項目を掲げて事業を進めました。

①「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野で、「男だから」「女だから」という性別で特性を決めつけることなく、一人ひとりの個性を互いに理解し尊重する意識を醸成していくことが重要となります。そのためには、家庭、地域、学校、職場などの多様な機会を通して、「男女がともに歩むまちづくり」の啓発を進めなければなりません。

広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、主催事業や出前講座などの機会を通じて、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」のPR活動などに取り組みました。また、「男女平等教育委員会」、「男女共同参画指導員会」等の各種委員を設置し、これらの委員を通じた学校・保育所・幼稚園などへの周知・啓発活動にも力を入れました。

男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用 施策No.1

＜男女共同参画推進室＞

主催事業や出前講座などの機会を通じて、冊子を啓発資料として活用し、条例について説明を行い、周知を図りました。その際、男女共同参画に係る新たな課題等があれば、随時追加して伝えていきます。

男女共同参画宣言都市関連事業の充実 施策No.2 ＜男女共同参画推進室＞

9月20日（土）に都市宣言記念講演会を開催しました。定員40名のところ27名の参加がありました。広報紙、ホームページの他にFacebook、LINEを使っの周知を行いました。講師は、認定NPO法人日本BPW連合会副理事長 神崎 智子さん。

参加した市民からは、ジェンダー・バイアスのことを分かりやすく説明してもらいこれからの人生設計を考えるきっかけになったという感想が聞かれました。

広報やホームページによる啓発の充実

施策No.4 ＜男女共同参画推進室＞

男女共同参画に関する事業や情報を広報紙やホームページ、市公式LINE等、様々な媒体に掲載し、多くのかたに見ていただけるように、かつ、理解しやすく、関心を持ていただけるように、情報発信を行いました。

地域への意識啓発の充実 施策No.7

＜男女共同参画推進室・まちづくり推進室・郷育推進課＞

男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけました。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけました。

② 暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の被害の増加や深刻化が懸念されています。市ではあらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めました。

また、関係課で構成される「DV支援措置関係課長連絡会議」と「窓口担当者会議」を同時開催し、制度の説明、事務の取扱い等の関係機関との連携のもと、被害者の保護や自立支援に迅速に対応するとともに、誰もが安心して相談できるよう相談体制の充実を図りました。

DV防止にむけた啓発促進 施策No.58

＜男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課＞

若い世代に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、学校における交際相手からの暴力（デートDV）防止に関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進しました。

被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供 施策No.59

＜男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課＞

DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行いました。

被害者の保護・自立支援制度に向けた体制と充実 **施策No.60**

＜男女共同参画推進室＞

DV等支援措置関係連絡会議を開催し、関係課の課長や担当者と、支援措置制度の確認や、窓口での対応案件、支援措置名簿の取扱いについて共有化し、内閣府の対応マニュアルを参考に、組織的に一致した対応をとるようにしました。

③プランの進捗管理および推進体制の確立

「福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例」第11条「市は、参画促進施策の策定などに必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。」に基づき、次期プラン策定のため市民意識調査を実施しました。

男女共同参画社会に関する住民意識調査の実施 施策No.88 <男女共同参画推進室>

市民意識調査は、業者委託が出来ず担当部署が独自に行うこととなりましたが、九州産業大学との共同研究という形で実施することが出来ました。

プランの策定・見直し 施策No.89 <男女共同参画推進室>

プランの進捗状況及び住民意識調査の結果等を踏まえプランを見直し、社会情勢に即した計画を策定します。

